

改行 5,2/2^P

第九十一章 文武天皇

■ 続紀、文武二年（六九八）五月二十五日条

に、

「大宰府をいて、大野・基肄・鞠智の三城

を繕治はしむし

とある。（第八章（鞠智城）の項において既述）

・この頃、あいてまだ大野城・基肄城だ

けでなく、肥後国の鞠智城にも軍事上の意義

があつた（のたうう）と云うことであらう。

■ なお、菊池郡一帯、特に合志あたりの道路

は四陷し、網の目のようになつていて、

一面の野や畑を見渡しても、道路を歩いてい

る人が見えないのは興味深い。もっとも、こ

うした道路が、白村江の戦い直後頃に作られた

か、それとも近世の何等かの事情によるもの

なのか、詳細には分らない（参考）

五万分の一地図参照）

*

■ 続紀、文武二年八月二十日条に、

④ 4540 天智五年三月
⑤ 4705 天智五年三月
⑥ 5215 天智五年三月
5,213 P

④ 4540 天智五年三月
⑤ 4705 天智五年三月
⑥ 5215 天智五年三月
5,213 P

④ 4540 天智五年三月
⑤ 4705 天智五年三月
⑥ 5215 天智五年三月
5,213 P

高安城を修理ふ。天智天皇五年に築き
し城なり。事実、舒明上皇が
とある。天智五年（六六六）に高市天皇（舒明上
皇）がよつて大倭国（肥後国）高
安城を修理したのであろう。（第八十三章
十日に修理したのであろう。）
天智天皇五年に築きた大倭国（肥後国）
の高安城。第八十四章へもう一つの高安城
の項において既述。
高安城を修理ふ。
とある。
天智天皇が即位されて八ヶ月後の天智六年
（六六七）十一月に天智天皇がよつて築か
れた倭国（大和国）高安城を修理したの
文、武三年（六九九）九月十五日に修理したの
であらう。（第八十四章へもう一つの高安城
の項において既述）
に築かれた

続紀(録)①-49^P

持統太上天皇 続紀(録)①-34^Pに
⑤5216^Pに車駕とある
止める。 車駕 続紀(録)①-8^Pに

5,214^P

⑤5174^P

第2回目 ⑤5216^P 5~6

⑤5075^P 続紀(録)①-33^P
-2/2

長続(ながとこ) 紀下311

文武天皇の大宝元年(七〇)正月十五日に、

大納言正広参大伴宿禰御行が薨じた。

藤原朝臣不比等ら遣し、正広武右大臣を贈った。

御行は難波朝の右大臣大紫長徳の子である。

二月二十日、文武天皇は吉野離宮に行幸

された。祖父天武上皇を訪ねて、吉野へ行か

れたのであろう(文武天皇の吉野行き第一回

目) 二十七日に、車駕は吉野宮からお帰り

になった。

同年六月二十九日、持統太上天皇は吉野離宮

に幸された(讓位後最初で最後の吉野への

行幸である)。七月十日に、車駕は吉野離宮

からお帰りになった。

尚、口車駕は天子の乗る車のことである。

もしかしたら、持統太上天皇および文武天

皇の二人が吉野離宮へおいでになり、一七

月十日に、母を吉野に残して、車駕(つまり

文武天皇)のみが還宮されたのかも知れない。

続紀、大宝元年八月二十六日条に、

高安城を廢めて、其の舎屋、雑の儲物を

大倭、河内の二国に移し貯ふ。

とある。この時、大倭国(肥後

⑤5213^P

5,215^P

④4712^P

国)の高安城が廃されたのであろう。

• なお、日本書紀^{やまとのくに}においては、

△「大倭国」^{やまとのくに}と「倭国」^{やまとのくに}とが、かなり明確

に区別^{くわくべつ}されていて、特に「大倭国」は

「肥後国」^{ひご}の^をことを指^さしている。

ように想到^{きょうと}される。(既述)

• ーがし、^に日本書紀^{やまとのくに}においては、もはや

そうした区別の必要性^{ひつようせい}が無^ない、と判断^{はんぱん}された

ようである。

• ここに「大倭」と記^きされているが、この場合^{ばあひ}の大倭^{やまと}

は、「大和」^{やまと}を指^さしているように思^{おも}われる。

• あるいは、

△大倭国^{やまとのくに}(肥後国)の高安城^{たかやすのきやう}を廃^{はい}して、其^そ

の倉^{くら}庫^こや、武器^{ぶき}など^{など}の^の雑^{ざつ}物^{ぶつ}を、大倭^{やまと}(大

和)・河内^{かふち}二国^{ふたくに}(間の高安城)へ移^{うつ}し貯^{たくわ}え

た。

といた意味^{いみ}なのかも知^しれない。

米

壬申の乱の地圖 4806 2/3
聖武天皇の行程 5316 2/3

続日本紀(1)-59 続元朝(1)-55

続日本紀(1)-63

続日本紀(1)-61, 63

5.216P

5214P

702 587
645
523/10
523/10
523/10

六二頁、注一二参照)
三。(「続日本紀」)
新日本古典文学大系、岩波書店、

持統太上天皇崩
大和二年(七〇二)三月十七日
大倭国
大和国に命じて、多武峯の二槻離宮を修
理させた。
同年七月十一日、文武天皇は吉野離宮に幸さ
れた。(文武天皇の吉野行き第二回目、還宮
の記事は無い)
同年十月十日、持統太上天皇は参河国(三河
国)に幸さ小た。尾張・美濃・伊勢・伊賀を
経て、十一月二十五日に車駕はお歸りになつ
た。
同年十二月十三日、
太上天皇は病氣になら小た。そこで天下に大
赦し、百人を出家させ、金光明経を講じさせ
た。
一、かしその甲斐もなく、九日後の十二月二
十二日、持統太上天皇は崩御された。時に
五十八歳であった。
なお、紹運録に、孝徳大化元年(六四五)
生まれ、大和二年(七〇二)没、年五十八とあ
る。

5174P 49

H9.6.13(金)
H6.1.15(生)⑥
→

⑤5171P
⑤5161P

「史記」
後紀(後)
①-75P
⑤5231P
703 73
686 56
631 1
5159-1/2
5231P
至30

⑤5231P 白髪
⑤5159P 1/2
5231P

天武上皇崩
四年、天武上皇が、持統太上天皇のあとを
追うようにして薨じられたのかも知れない。
天武天皇は、舒明三年(六三二)に誕生。天武天皇は、
鳥元年(六八六)九月九日に五十六歳で退位。
文武天皇の太宝三年(七〇三)九月四日に七
十三歳で薨じられた。このことは、
ハ十九章八天武天皇退位の項において既述。
二月十七日、持統太上天皇を飛鳥岡に
火葬した。そして二十六日に天武天皇の
霊が葬られている。大内山陵に合葬した。
もともと三ヶ月前の九月四日に崩御され
た天武上皇は、
なかつたろうから、未だ大内山陵に葬ら
れていなかった。と云われる。(既述)

*

25
 才
 父
 天
 靖紀
 471195
 5
 王成元 57(10) 6
 宣命 207
 12778

命みこと（夢雲四年七月十七日条）から、――

→ 年成元5/9 (庚) ⑤

続紀(緯)⑩-121 11月24日
⑤5220 ⑤5222

5,219P

た 堪 える 広 1354P

続紀(緯)⑩-121P

年成元5/8 (甲) ⑥

こと

→ 年成元5/8 (甲) ⑥

条

(*)

に、概略次のようなやりとりがあったことが
分かる。(七〇六)
● 去年の慶雲三年十一月に、文武天皇は、
朕御身勞らしく坐すが故に、暇間得て御
病治めたまはむとす。此の天つ日嗣の位は、
大命に坐せ大坐し坐して治め賜ふべし
と、皇位を譲りたい旨の詔をされた。
● その時、阿閑皇女は、
「朕は堪へじ」と
とお答えになつて辞退された。
● しかし文武天皇は、何度も何度も、日を重ね
て母(阿閑皇女)に譲位のことを申し出られた。
● それは、慶雲三年十一月から翌四年六月まで
の半年以上もの長きにわたつた。(七〇七)
● 六月十五日に承諾され、
詔命は受け賜ふ。の長い宣命中に記載
と白された。(続紀、元明天皇の慶雲四年七月十七日条)
● そして文武天皇は、阿閑皇女を説きふせ
たこの日、六月十五日に、お崩れになつたと
いう。(続紀、文武天皇の慶雲四年六月十五日

続紀(録)①-119⁷
↓母・子

続紀(録)1-115^P ⑤219^P 宣命 前領19^行 前頁16^行
天の改行 ⑤218^P 続紀(録)1-119^P 5.220^P

なるほど ちよつと見には

へ我が子 文武天皇がお崩れになろうと

7 おうける間際になつて 阿閉皇女は

文武天皇の口讓位^いの申し出をお受けになり

その日(六月十五日) 文武

天皇が崩御された

ように見受けられる。

しか^いながら、続紀の書き方からは、

崩御直前の讓位

という緊迫した情況が伝わつてこなり。

同^い日(慶雲四年六月十五日)の

出来事だというのに、

阿閉皇女が、讓位の申し出を受けられた、

ということ。(続紀、元明天皇の慶雲四年七

月十七日条の宣命)

文武天皇が、お崩れになつた、ということ

へ続紀、文武天皇の慶雲四年六月十五日条

の二つの切つても切れない事柄が別々に引き

離されてゐるのは不自然であつて、不審に思

われる。

ちよつと見

9

・あかるくなる天に「明」

・ひらく天に「開」元5/10

663

統紀録 12/21

52194

52184

5.221

(と)

ひかん 1852

悲に悲に悲に

5224 13行

あるいは、天武上皇の悲願であつた国史編纂事業が、大宝三年（七〇三）の天武上皇の崩御以後、滞りがちになつてゐたのかも知れない。

・今、その完成は、胥近となつてゐた。

・しかしこの最終の仕上げの時に當つて、決定を下す者がおらず、編纂作業そのものが、中断状態となつてゐたのである。

■このまま放置することは出来ない。

・そこで、文武天皇は、慶雲三年（七〇六）十一月、祖父天武上皇の志を継ぐ為、吉野にこもり、国史の編纂に取り組みたいと思ひます。

す。つきましては、此の天つ日嗣の位に即いて統治いただきたく存じます。

と、苦悩してゐる胸の内の病を母阿閉皇女に打ち明け、譲位の申し出をされたのではあるまいか。

しかし皇位という重い位を継ぐのが、そ

たやすし
容 1401
⑤5219P9行

続紀録(一)の-121
⑤5219P
5.222P
⑤5219Pではいた

前々々 1154
⑤5219P
H元5/11中⑤

人なに容易いことと
思えず、阿閑皇女は、

「私に堪えられることではありません」

と辞退されたのう。

何人も日重ねて譲位の決意は固く、何人も

それは下半年以上の長きにわたった。

あまりの根負けした阿閑皇女は、

慶雲四年(七〇七)六月十五日に

詔命をお受けいたしましたように

とおっしゃったのかも知れない。

へさあ、母上が受諾されたからには、その

お気持ちが変わらないうちに、皇位をお譲りしよ

う

こうして、母阿閑皇女が天子となることを

承知されたその日のうちに、心はやる文武天

皇は天皇の位を返上してお隠れになられたよ

うに拝察される。

丁度そのような時であつたらうか。文武

天皇は歌を詠まれた。

懐風藻に、「文武天皇三首」

年二十五」と

題して、

5218P
549 続紀録(一)の-121
549 続紀録(一)の-121
549 続紀録(一)の-121

懐風877

改行 改行 改行

5223^P

改行

意87^P

小科161^P
と 臣 大 臣 救 う

字アキ

↑ 月を詠む
↑ 懐を述ぶ
↑ 雪を詠む
という三つの歌が載せられて
首を抜粋してみよう。

年 冠を戴くに足小りと雖も 智は敢へて
裳を垂小む 朕 常に夙夜に念へらく 何
を以ちてか拙心を匡さむ 猶往古を師とせ
すは 何ぞ元首の望を救はむと。然すがに

三絶の務丹し、且く短章に臨まむとす
大意 すでに二十五歳となつたいま、年

はたかに冠を戴くに足るような成人となつ
たが、智はとて天下の政務を執る程ではな
ら、それでも天子である自分が、早朝から夜お
そくまで明けく小心の中に念うとは、何を
いつて私の心を匡救し、正し改められるの
と、か出まゐるが、というのである。

過去の正しい聖賢の道を手本にしない

H6.1.16(日) 懐八葉87 16の左端

see/次頁 懐
1 燃えたる懐

5,224P

元=君主 懐八葉87

いんみ た 絶つ
毛 韋編 三たび 絶つ
懐八 88[↑]

天正 改行
改行 改行

元首として
元首として

如何して元首として万民をよきようとする
(私の胸中の)望を救えるだになううか
と、いう熱い思いは強い
思うのだが、私には他になさなければならな
い重責がある。政治についての三絶の務(な
めし皮で綴った竹簡の書物が三たび断絶する
ほど非常に努力し務めること)を止めて、し
ばらく短章(完成が目前に迫った国史編纂
事業を詩的に言っただものか)に臨むこととし
たい。また、
文武天皇は、君主としてどうあるべきかを
追々求める心と、国史を早く完成させた
思う心との狭間にあって苦しみ抜いた末、
政治を捨て、短章に臨むこととされたの
であらう。自らのその結論に至った頃の胸中
の思いを、歌とされたように解される。
決して、
「韋編三たび絶つほど」
「力勉強することもない。まあしばらく短い
句でも作って、いようか」

$$5,225^P$$


文武天皇の

大正、弘安 1784 P 28
この通り、記されている

25★ 5218 P

5,226 P

5218 P 祖々天皇 前
天皇の縦せる寛仁にして、愠色に形

119 P (天皇原)
えか無
「と」にて
125 P
117, 33 P

5208 P
5265 P

二十五歳という若さで崩御された文武天皇
と疑問に思われる。

と疑問に思われる。

呼ばれるほどに長老の風格を備えておられた
なとというところが有り得るのだろうか

補注一三参照

新日本古典文学大系、岩波書店、二四〇頁

とあるように、文武天皇に長老の風格があつた
ことによる名であろうかという。(続日本紀)

トヨオホチのトヨ(豊)は美称である。

オホチ(祖父)は、文武即位前紀に、

天皇の縦せる寛仁にして、愠色に形

四年十一月二十日条

③倭根子豊大父天皇(続紀、元明天皇の慶雲

四年十一月十二日条)

②倭根子豊祖父天皇(続紀、文武天皇の慶雲

卷三の巻首)

①天元真宗豊祖父天皇(続紀、卷一・卷二・

ところ、文武天皇の国風諡号は、

あまのまひねとよおほぢのすめりみこと

